

## 地域包括支援センターについて

### 1. 設置目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、第一号介護予防支援事業及び包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設と定められている(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項)。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや変化に応じて、切れ目なく提供される必要がある(「地域包括ケア」の実現)。こうした高齢者の生活を支える総合機関としての役割も、センターの設置目的として挙げられる。

### 2. 設置主体

センターは、市町村が設置できることとされている(法第115条の46第2項)。また、包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できることとされている(法第115条の46第3項)。

仙台市では包括的支援事業の実施の委託を行っており、中学校区を基本とする日常生活圏域毎にセンターを設置し、平成30年度当初で52センターとなっている。

### 3. 職員体制

各センターの職員配置基準は、①担当圏域における高齢者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種(これらに準ずる者を含む)を各1人、②6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとに3職種(これらに準ずる者を含む)又は介護支援専門員のうちから1人としている。これらの専門職が連携し、それぞれの専門性を活かしながらチームで業務を行っている。

本市では、地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、設置運営事業に必要な人員の他に、生活支援コーディネーター(認知症地域支援推進員の役割も担う)を1名配置している。生活支援コーディネーターの役割は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みの一つとして、地域のネットワークづくりを行いながら、高齢者の方々への個別支援を通じ、①地域づくり、②生活支援サービスの充実、③認知症の対応強化の取り組みを一体的に推進することである。

### 4. 地域包括支援センターの事業

地域包括支援センターは、地域の高齢者支援の拠点として、総合相談・支援や権利擁護、介護予防事業、認知症高齢者への対応、さらには地域の関係者とのネットワークづくりなどを行い、介護、福祉、医療など様々な面から支援を行っている。

#### 【地域支援事業】

##### ① 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び豊齢力チェックリスト(※)により事業対象者と判定された方に対して、介護予防・

日常生活支援総合事業のサービス等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。

※介護予防の視点から生活機能に関する確認を行うためのもの

- ② 総合相談・支援事業  
各種保健福祉サービスについての総合的な相談と支援を行う。
- ③ 権利擁護事業  
高齢者虐待の防止や、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護に関する事業を行う。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業  
支援困難ケースへの対応など、介護支援専門員への支援や、地域包括ケア体制構築・推進のための後方支援を行う。
- ⑤ 一般介護予防事業  
介護予防の必要性の高い方への支援や、健康教室の開催など介護予防に関する事業を行う。
- ⑥ 生活支援体制整備事業  
生活支援コーディネーターを中心に、生活支援サービスの担い手となるボランティア団体・NPO等とのネットワークづくりに取り組む。
- ⑦ 認知症総合支援事業  
認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や認知症初期集中支援チーム(※1)との連携を推進する。また、地域版認知症ケアパス(※2)の更新、普及など認知症の人とその家族への地域における支援体制づくりに取り組む。

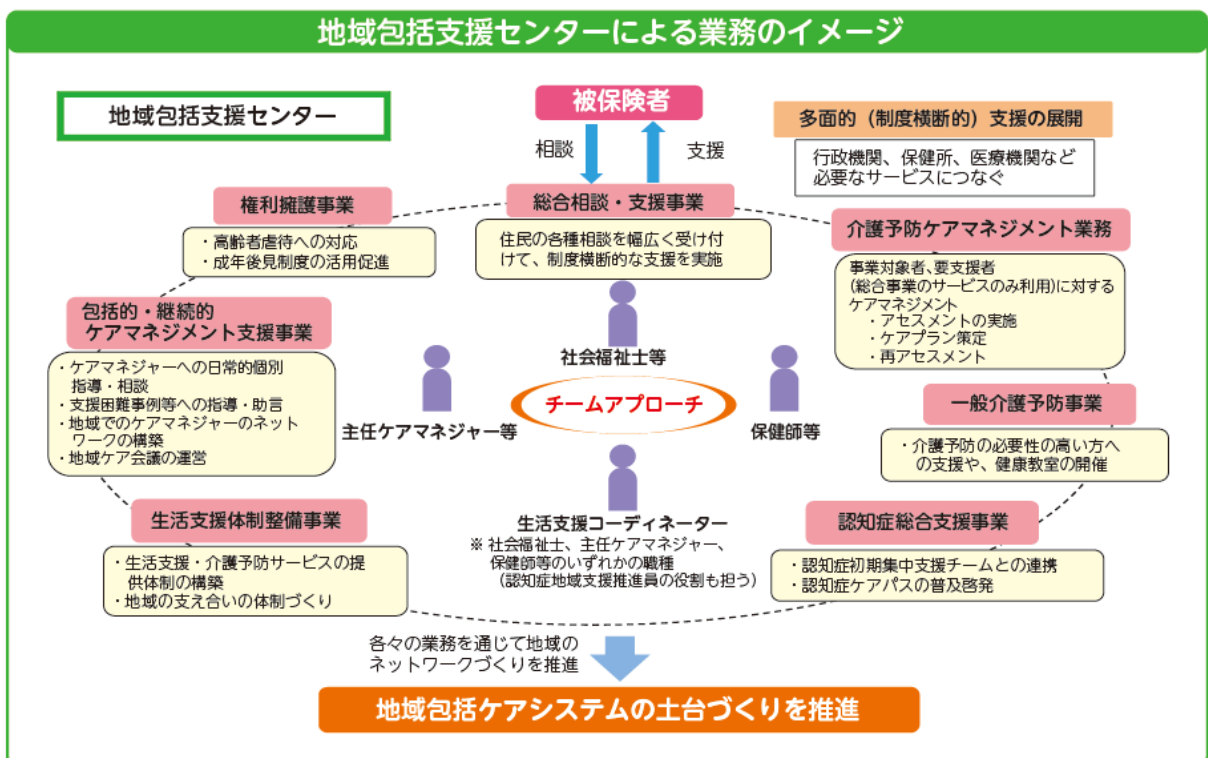
※1 認知症の初期の人を中心に、医療・介護の専門職によるチームが、認知症の人やその家族に対して訪問し、適切な支援を行うもの。

※2 認知症かもしれないと不安に思っている人や、認知症と診断された人、介護家族などが、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか状況に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを記載したもの。全市版、地域版、個人版がある。

#### 【指定介護予防支援事業】

要支援者への予防給付に関するケアマネジメント業務(法第115条の22)。

#### 【地域包括支援センターによる包括的支援事業のイメージ図】



## 5. 主な業務実績

### (1) 総合相談実績

#### ①相談件数・相談方法別内訳(平成29年度)

		29年度
相談件数(総数)		56,948件 (100.0%)
相談方法別 内訳	電話	32,254件 (56.6%)
	来所	6,460件 (11.4%)
	訪問	18,234件 (32.0%)

( )内は総数に占める割合

#### ②相談者別内訳(平成29年度)

本人	20,162件 (35.4%)
家族・親族・知人	17,524件 (30.8%)
関係機関等	12,501件 (21.9%)
介護支援専門員	4,112件 (7.2%)
民生委員	2,649件 (4.7%)
合計	56,948件 (100.0%)

( )内は合計に占める割合

#### ③相談内容別内訳(平成29年度)

介護保険関連	29,622件 (37.8%)	心理的問題	1,330件 (1.7%)
在宅介護相談	7,895件 (10.1%)	福祉施設の利用	813件 (1.0%)
医療・疾病相談	6,558件 (8.4%)	成年後見制度	731件 (0.9%)
認知症関連	5,794件 (7.4%)	虐待	697件 (0.9%)
福祉サービス	4,584件 (5.8%)	住宅改造	380件 (0.5%)
介護予防	3,491件 (4.5%)	消費者被害	128件 (0.2%)
施設入所	3,050件 (3.9%)	住宅供給	122件 (0.1%)
家族関係	2,039件 (2.6%)	その他	9,529件 (12.2%)
経済問題	1,553件 (2.0%)	合計	78,316件 (100.0%)

※1件の相談で複数計上あり

( )内は合計に占める割合

### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業実績

地域ケア会議<sup>※1</sup>の開催(地域包括支援センター主催)(平成29年度)

	29年度
個別ケア会議 <sup>※2</sup>	90回
包括圏域会議 <sup>※3</sup>	193回
合計	283回

※1 地域包括支援センター職員や介護職、医療職、行政職員などが参加し、個別ケースの検討や地域課題の検討を行うもの。本市には、地域包括支援センターの担当圏域レベル、区レベル、市レベルの会議がある。

※2 個別ケースの支援内容の検討を通じて、課題解決や自立支援に資するケアマネジメントの支援などを目的とするもの。

※3 関係機関との連携により、地域全体の高齢者に関する包括的・継続的ケアマネジメントの構築を目的とするもの。

(3) 介護予防関連事業実績

①介護予防教室の開催(平成29年度)

	29年度
開催回数	1,008 回
うち認知症をテーマにしたもの	192 回
参加者数(延べ)	16,867人

②介護予防自主グループの育成・支援(平成29年度)

	29年度
新規育成グループ数	24 グループ
活動グループ総数	216 グループ

(4) 認知症総合支援事業実績

認知症ケアパスの作成(平成27年度～29年度)

	27年度	28年度	29年度
全市版	作成	更新	更新
地域版		20センターで作成済	48センターで作成済
個人版			作成

- ・全市版と個人版の作成ワーキングに複数の地域包括支援センター職員が参加。
- ・地域版は、平成30年5月末時点で50センターが作成済み。新設の2センターにおいても今年度中に作成予定。

(5) ケアプラン作成実績

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン管理件数(平成29年度)

	29年度
介護予防支援	84,261 件
介護予防ケアマネジメント	49,313 件
合計	133,574 件

- ・H30.8.6現在(国保連請求情報より)。
- ・延べ利用件数で集計(利用者の重複あり)。
- ・本市に居住する他市町村住所特例対象者は含まない。

## 6. 地域包括支援センター一覧

名称	主な担当区域(学区)	住所	電話
<b>青葉区</b>			
五橋	五橋中	五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ 7F	716-5460
上杉	上杉山中	上杉2-3-3 ノースフォービル 3F	221-5569
国見	第一中	八幡4-2-1 早美ビル102号	727-8923
木町通	第二中	木町通1-4-15 仙台市交通局庁舎 3F	216-3722
双葉ヶ丘	北仙台小	双葉ヶ丘2-9-2	275-3881
葉山	三条中、荒巻小	葉山町8-1	273-4910
台原	台原中	旭ヶ丘1-27-7(平成30年8月26日まで(予定)) 台原森林公園1-3(平成30年8月27日から(予定))	727-5360
花京院	五城中	宮町2-2-6 アルデール宮町 1F	716-5390
大倉	広陵中、大沢中	大倉字大原新田26-12	391-2161
あやし	広瀬中	落合4-2-22	392-2230
国見ヶ丘	吉成中、中山中	国見ヶ丘7-141-9	303-3805
南吉成	南吉成中、折立中	南吉成7-14-1	719-5733
桜ヶ丘	桜丘中	桜ヶ丘2-19-1 みやぎ生協 1F	303-5870
小松島	幸町中、 鶴谷中(自由ヶ丘、安養寺1丁目)	小松島新堤7-1	233-6954
<b>宮城野区</b>			
岩切	岩切中	岩切字稲荷14	255-2524
東仙台	東仙台中	新田3-28-20	782-3511
宮城野	原町小、宮城野小、 東宮城野小(卸町を除く)	五輪2-12-13 ライオンズマンション五輪第2 1F	355-2381
榴岡	榴岡小、 連坊小路小(五橋圏域を除く)等	榴岡4-2-8 テルウェル仙台ビル 2F	297-5906
高砂	中野中、 高砂中(七北田川左岸)	高砂1-24-9	388-7828
福田町	田子中、 高砂中(七北田川右岸)	田子字富里223	388-6101
燕沢	西山中(鶴ヶ谷担当圏域を除く)	燕沢東3-8-10	388-3690
鶴ヶ谷	鶴ヶ谷中(小松島担当圏域を除く)、 西山中(鶴ヶ谷1・6~8丁目、鶴ヶ谷 東2・4丁目の一部)	鶴ヶ谷2-1-13	388-3801
<b>若林区</b>			
六郷	六郷中	上飯田4-9-16 田中ハイソ102	289-2111
沖野	沖野中	沖野6-34-5	294-0380
河原町	八軒中	河原町2-4-2 アルファ河原町 1F	262-1180
七郷	七郷中	蒲町東14-1 アイランドハイソC101	288-7581
大和蒲町	蒲町中、東宮城野小(卸町)	大和町4-9-12 大和町レジデンス103	782-8510
遠見塚	南小泉中	遠見塚1-14-30	781-3877

名称	主な担当区域(学区)	住所	電話
<b>太白区</b>			
愛宕橋	愛宕中	向山4-19-10 共立愛宕橋ビル 1F	215-8822
八木山	八木山中	桜木町1-10	229-0811
西多賀	西多賀中	西多賀1-19-8 キャピタル西多賀104号	307-3383
長町	長町中(富沢担当圏域を除く)	長町5-3-20 NTT東日本仙台長町ビル 1F	304-2154
郡山	郡山中	郡山字行新田9-5	748-0455
山田	山田中、人來田中	鉤取本町1-17-33 ガーデンハイツアイハラⅢ 1F	307-4440
西中田	柳生中、中田小	西中田3-23-3 ハイツ安久B-103	741-5290
袋原	袋原小	東中田3-26-54	393-6533
四郎丸	四郎丸小、東四郎丸小	四郎丸字大宮46	242-6351
富沢	富沢中、 長町中(長町南3・4丁目)	南大野田24-4 メゾンド・エイコーⅡ 105	748-0503
茂庭	茂庭台中、生出中	茂庭台2-15-20	281-4115
秋保	秋保中	秋保町長袋字清水久保51-4	399-2205
<b>泉区</b>			
泉中央	七北田中	泉中央2-16-1 トレスピーノ泉中央 1F	372-8079
将監	将監中、 将監東中(東北自動車道東側)	将監10-18-13	772-5501
寺岡	寺岡中	寺岡1-25-7	378-8886
高森	高森中、 将監東中(将監担当圏域を除く)	高森4-2-608	341-3665
松森	鶴が丘中、 松陵中(向陽台担当圏域を除く)	松森字西沢26-1	772-6220
向陽台	向陽台中、 松陵中(永和台、歩坂町)	向陽台4-7-14 伊藤コーポ102	343-1512
南光台	南光台中、南光台東中	南光台南1-14-27 コーポUMEMORI 1F	251-8850
八乙女	八乙女中	八乙女中央4-2-31八乙女STビル101	773-3611
虹の丘・加茂	加茂中	虹の丘1-10-6	373-9333
長命ヶ丘	長命ヶ丘中	長命ヶ丘1-12-11 モウジュンビル101	725-3068
根白石	根白石中、館中、住吉台中	根白石字清水屋敷35-1	376-8310
南中山	南中山中	南中山3-2-15	343-5561

※**中学校区**を基本に担当区域が決まっています。